44 大分県

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部語		室)	名	生活環境部	県民生活	・男女共に	同参画課					
担	当	職	員	į	数		6	人	(専任	0	人、兼任	6	人)	

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名					称	大分県男女共同参画推進本部		
設	置年	月	日 ・	根	拠	平成13年4月1日	根拠:	大分県男女共同参画推進本部設置規程(訓令甲)
長	の		役		職	知事		

間3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機	関 •	会 等	の名	称	大分県男	女共同	参画審議会						
設	置	年	月	日		平成	14年6月1日						
構		成		員	20	人	(女性	11	人、男性	9	人)		

問4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成	28	年	4	月 ~	令和	3	年	3	月
名称		第4次おる	おいた男	女共同参画	ī プラン					
改定・見直しの予定時期			令和3	年3月31日					未定の場合	
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である	1									
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成										

問5 男女共同参画に関する条例

カメ大门参画に関する末例										
有の場合		名		称			大分県男女共同参画	ī推進条例		
		公	布	日			平成14年3月29日			
		施	行	日			平成14年4月1日			
	最	終	改	正	日		平成21年4月1日			
		改	正内	容		ドメスティック・バイオ からの苦情の申し出		見定の追加、県民及び事業者		
	改正が予	予定さ	れてい	る場	合、改正予定	『時期: 令和	年	月		
無の場合	1	. 制定	等に	ついて	検討中	具体的な状況:				
無の場合	2	. 特に	検討し	してい	ない					

審	養会等	委員へ	の女	性の登	用	Ī	調査	寺点=	ード	:	1:全	和2年	4月1	日		2:	令和	12年5	月1日		3:そ	の他:	令和2年	3月3	1日
	目	標	値			令和		2	2	年度	まで	40	(%											_
	根		拠						第	4次お	おい	と男女:	共同:	参画プ [.]	ラン	上記目	標値	を、児	県の全	こての!	審議会	等の6	50%とす	よる。)	_
目相	票設定0	対象で	ある著	荞議会等	€の範囲			2 法	(律:	きしくは	これ	に基づ	〈政	う又は	大分	県条例	の定	めると	ころ	こより	設置さ			機関	
目標	票設定の	対象で	ある著	『議会等	における登用状	調	査時.	点コー	٠Ļ	3	,	審	議会	等数(116)う	ち女性	生委員	を含む	審議会	等数(109)	_
況						令和 2 年度まで 40 % 第4次おおいた男女共同参画プラン(上記目標値を、県の全ての審議会等の60% 第4次おおいた男女共同参画プラン(上記目標値を、県の全ての審議会等の60% 1 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置されている委員会及び委員 2 法律若しくはこれに基づく政令又は大分県条例の定めるところにより設置されている所 3 大分県規則、要綱又は要領等により設置されている審議会、懇話会、又は協議会等 登用状 調査時点コード 3 審議会等数(116)うち女性委員を含む審議会等数(16) 延女性委員等数(731) 女性比率(36) 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第3 第3	36.5)																	
目目別地け法ば地け	5自治法	生(第202	条の3)に基づ	(審議会等にお	調	査時.	点コー	ド	3	1	審	議会	等数(63)う	ち女性	生委員	を含む	審議会	等数(60)	
ける	5登用状	況						延	総委	員等數	女(1,046	6)延女(性委	員等数	(371)		女性	比率(35.5)	
法律	津又は政	な令によ	り地方	公共団	体に置かなけれ	調	査時.	2 年度まで 40 % 第4次おおいた男女共同参画プラン(上記目標値を、県の全ての審議会等の60%と 第4次おおいた男女共同参画プラン(上記目標値を、県の全ての審議会等の60%と 1 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置されている委員会及び委員 2 法律若しくはこれに基づく政令又は大分県条例の定めるところにより設置されている階級 3 大分県規則、要綱又は要領等により設置されている審議会、嬰話会、又は協議会等 点コード 3 審議会等数(116) うち女性委員を含む審議会等数(109 延総委員等数(2,001)延女性委員等数(731) 女性比率(36.5 点コード 3 審議会等数(63) うち女性委員を含む審議会等数(60 延総委員等数(1,046)延女性委員等数(371) 女性比率(35.5 点コード 3 審議会等数(37) うち女性委員を含む審議会等数(34 延総委員等数(10) 女性比率(30.3 点コード 3 審議会等数(9) うち女性委員を含む審議会等数(9) がな性委員等数(16) 女性比率(28.1 女性委員のいない審議会等の解消 無 3.作成予定有 1 有の場合、1.公表 2.非公表 1 290 人 (平成 28 年 2 月現在) 事業の実施の有無(1.有 2. 無) 2	34)	_														
ばた	ならない	審議会	等にお	ける登	用状況			延	総委	員等数	対 (694)延女(性委	員等数	(210)		女性	比率(30.3)	
			条の5	5)に基っ	づく委員会等にお	調	査時.	点コー	ド	3	1	審	議会	等数(9)う	ち女性	挂委員	を含む	審議会	等数(9)	_
ける	5登用状	況						延	総委	員等数	<u></u> ሂ(57)延女(性委	員等数	(16)		女性	比率(28.1)	
目標	票値以タ	トの目標	設定											女性	委員	しのいな	い審	議会	等の	解消					
		人	材名簿	奪作成σ)有無	1. 有	2.	無 3	3. 作	成予定	官有	1	7	有の場合	合、1	. 公表	2	非公表	Ē	1					
女性		人	材名簿	尊が有る	場合	掲載	人数	29	90	人		(平成		28	ź	F		2	月	現在)					
登用方		₹	:	Ø	他	委員	i の	公	募(#)												

問7

女性公務員	の採用・登用状況												
引7-1 管理職	の在職状況					調査	侍点コード		3:その他		3:その他:	R2.4.1時点	ā4部署、R2
		管理職総	数					女	性 管	理 職	の内	訳	
			うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性 比率	(人)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人)	うち女性	女性 比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	几平	(E)	级(F)	几半	(G)	级(日)	几半
本庁	計	337	20	5.9	28	0	0.0	51	4	7.8	258	16	6.2
411	うち一般行政職	265	18	6.8	17	0	0.0	49	4	8.2	199	職 うち女性 数(H)	7.0
支庁·地方事	計	277	23	8.3	11	0	0.0	29	1	3.4	237	22	9.3
務所等	うち一般行政職	168	9	5.4	1	0	0.0	22	0	0.0	145	9	6.2
全体	計	614	43	7.0	39	0	0.0	80	5	6.3	495	38	7.7
土体	うち一般行政職	433	27	6.2	18	0	0.0	71	4	5.6	344	部 計 当職 うち女性 数(H) 16 14 22 9 38 23	6.7
(内数)	警 察 関 係	107	1	0.9	20	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2
(四致)	教育委員会	55	2	3.6	1	0	0.0	8	0	0.0	46	2	4.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード		3:その他		3:その他:	R2.4.1時点 R2.5.1時点	4部署、 1部署
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	相当職 うち女性 女性 パタイニー おり	173	21.7				
411	うち一般行政職	522	82	15.7	553	R2.5.1時点 うち女性 数 (人)	27.1
支庁・地方事	計	797	141	17.7	1,051	304	28.9
務所等	うち一般行政職	449	66	14.7	467	126	27.0
全体	計	1,453	234	16.1	1850	477	25.8
土体	うち一般行政職	971	148	15.2	1020	276	27.1
(内数)	警 察 関 係	237	17	7.2	546	67	12.3
(四致)	教育委員会	116	18	15.5	89	24	27.0

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

					課長補佐					
		課長相当職	うち女性	女性	相当職	うち女性	女性	係長相当職	うち女性	女性
		(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)
本庁	計	59	4	6.8	75	12	16.0	66	15	22.7
471	うち一般行政職	48	3	6.3	55	12	21.8	45	14	31.1
支庁·地方事	計	30	5	16.7	51	14	27.5	78	28	35.9
務所等	うち一般行政職	18	3	16.7	36	10	27.8	41	9	22.0
全体	計	89	9	10.1	126	26	20.6	144	43	29.9
主体	うち一般行政職	66	6	9.1	91	22	24.2	86	23	26.7
(内数)	警 察 関 係	17	1	5.9	27	3	11.1	32	4	12.5
(P19X)	教育委員会	13	1	7.7	6	0	0.0	10	4	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

1-97	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	/T 1M 3	E /13		× > > > ×		•				
	勤務	昇試	任験	昇 試	挌 験	部局等の	経験	の女別研	遠隔地での	本人の布	その他
	成績	面接のみ		面接のみ		推薦	年 数	修(4週間 以上)	勤務経験	望	Ç <u>.</u>
課長	級 〇		0			0	0				
補佐	級 〇		0		0	0	0		0		
係長	級 〇		0		0	0	0		0		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	1,302	143	11.0
昇	格	試	験	3	3	100.0

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
	全 体	339	135	39.8
	うち 上級	278	110	39.6
	うち一般行政職	177	69	39.0
	うち 上級	151	57	37.7
	うち警察関係	82	24	29.3
	うち 上級	48	12	25.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大分県消費	貴生活・男女	共同参画:	プラザ				愛称·通称	アイネス				
設置年月日			平	成15年4月	1日			施設形態	2	1.	単独施設	2. 複合施設	
所在地等		: 870-0037 : 097-534-		住 所: FAX番号		:分市東春日 							
	ホームページ	: http://ww	w.pref.oita	.jp/soshiki/	/13040/								
	1. 施設管理	里〇	直営(担当	á部局名:	生活環境	部)	
管理·運営主体			指定管理	者(名称:)	
			その他()	
	2. 事業運	営〇	直営(担当	á部局名:	生活環境	部)	
			指定管理	者(名称:)	
			その他()	
職員数	常勤	22	人、	非常勤	15	人	予算額	令和	2年度		239,402	千円	円
主な事業	O 1.	広報啓発	(主な事項			機関約	₹ 「アイネス	ホッと通信	」の発行(:	年4回))	
	O 2.	講座(主な	事項:	「男	女共同参	画地域·企	業·若年者	・団塊向け	啓発講座	」、デートDV	/防止セミ	/-)	
男女共同参画・女性に	О 3.	相談事業	(主な事項			女性	Ł総合相談	、DV相談、	男性総合	相談)	
男女共同参画・女性に	O 4.									覚教材の貸	じ出し)	
	O 5.								. –	出の処理)	
	_	交流促進						多画週間ワ)	
※ 実施しているもの: O	_	企業・NP				事項:		NP	Oとの協働	によるDV型	8発)	
		国際交流			事項:)	
]	O 9.	10-7-12-1717-0						と会づくりの)	
	O 10.	その他(主	な事項:			働	きたい女性	±のための	託児サービ	ニス)	

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金·基本財産額	千円	4 1
設置年月日	出	者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議	1	1. 有 問10-2 大分県女性団体連絡協議会	加盟団体数	15					
会等の有無	'	2. 無 名称等: 人为宗女任団体建裕励融云	会 員 数	不明					
問10-3 地方公共団体からの助	•	1. 有							
成・委託事業実施の有無		2. 無							
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催							
問10-4 活 動 内 容	0	2. 機関誌の発行							
		3. 広報啓発パンフレット作成							
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ

6. 補助金等の交付 名称 :

間12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	96,320	109,438	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの: O	項目の設定								
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定									
	2	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定									
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定									
	4	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)									
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達									
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定									
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定									
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定									
		(5) その他(内容:									

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			事の競争 参加資格 を男女 を男 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	購入等の 競争参加 資格審査に	価落札方 式による一 般競争入 札を実施し	4 その 4 の 4 の 4 の 5 の 5 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	0			
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項 目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13)	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

ວ <u>_</u>	, A	共同参画寺を住進している正杲の宝」「略正、 弦影 制度の 仏沈		
			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企	業の:	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得		0
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0
	3	役員に占める女性割合に関する項目		0
\ea	4	管理職に占める女性割合に関する項目		0
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目		0
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組		0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		0
	9	短時間正社員制度の導入		0
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		0
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		0
	12	その他	0	

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」(2)、女性活躍宣言(12)
\rightarrow	1 化苯(/) 表彰制度 (/) 具体的名称	「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰(1,2,7,8,10,11)、おおいた女性活躍推進事業者表彰(1,2,3,4,5,6,7,8,9,11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	女性が輝くおおいた推進会議
2 現在はないが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	おおいた男女共同参画プラン年次報告	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年	
	0	1. 男女丼	・日参画・4	て性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
公表主体		2. 統計情	情報に関す	る事務を総括的に所管する課(室)	
(※ 該当するもの:○)		3. 男女丼	は同参画・4	女性のための総合的な施設の指定管理者	
		4. その他	1 ()

問18-1 令和2年度実施予定事業

名称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・男女共同参画街頭キャンペーン	街頭で相談カード・チラシ等の配布		6月
・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	街頭で相談カード・チラシの配布、民間協力団体とのパープルライトアッ		11月
・機関誌の発行	事業の内容・募集及び各種行事等の周知を図るため、「アイネスホッと通信」を発行(年4回)		4月~3月
ホームページ掲載	ホームページによりアイネスの事業及び行事の周知を図る		
2. 表彰			
・おおいた女性活躍推進事業者表彰口	女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取組む事業者を表		2月
・女性のチャレンジ賞	起業やNPO活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性 (団体)を表彰ロ		2月
3. 講座			
・女性活躍のための人材育成セミナーロ	管理職等に対する女性部下育成支援セミナー及び管理職女性に対する 次世代女性リーダー養成セミナー	50人	10月~1 月
・女性が輝くエンパワメントセミナー	不安解消、モチベーションアップ等エンパワメントによる社会参画促進	150人	9月~1月
・男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓	R発口座 男女共同参画の理解向上のための対象別に啓発講座を開催		4月~3月
・DV防止啓発研修	医療・消防・福祉関係等、被害者の発見等初期の支援に携わる可能性の 高い者に対する研修	300人	7月~3月
・デートDV防止セミナー	中学生、高校生、大学生、教員等向けDV予防啓発	2500人	4月~3月
DV予防教育指導者研修	学校養護教員などを対象に、DV予防教育を行う人材の育成	50人	4月~3月
4. 相談事業			
・女性総合相談	女性全般に関する相談		通年
·DV相談	相談員によるDV相談		通年
・男性総合相談	男性全般に関する相談		通年
・総合相談法律相談会	女性及び男性総合相談について、弁護士による相談対応		月1回
・DV法律相談会	弁護士によるDV相談		月1回
・県民相談	県民の様々な悩みに対し、相談員が対応		通年
5. 情報収集・提供			
・展示・情報コーナーの設置	男女共同参画等に関する資料、図書等の閲覧		通年
・図書、視聴覚教材等の貸出し	男女共同参画等に関する図書、DVD等の貸出し		通年
6. 苦情処理			
・男女共同参画についての申出	大分県男女共同参画推進条例に基づく申出の処理		通年
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・女性の権利110番	弁護士会主催の女性の権利全般に関する弁護士無料法律相談の会場 等準備		6月
・DV防止啓発研修(再掲)	医療・消防・福祉関係等、被害者の発見等初期の支援に携わる可能性の 高い者に対する研修	300人	7月~3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
•			
11. その他			l
・働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動を支援するため の託児を実施		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

				調査	時点コード	1:令和2年4月1日	3:その他:				
諺	乾	会	名	大分県議会							
						1.欠席事由として明記した規	定がある。				
議員の出産	を欠原	常事由	として明記した規	見定(産休を含む)の4	無		定はないが,運用上出産に伴う欠原	まを正当 1			
						3. その他(欠席の例がない,	不明等)				
(欠席事由	として	明記し	た規定がある場	合について)							
取得するこ			木業期間			1. 労働基準法65条の産前商	後の就業制限の期間よりも短い。				
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。					いては、そ	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。					
ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者 について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支え ない。						3. 期間の定めはない。					
						1. あり					
休暇の期間	の報	洲につ	いて、減額の規	定の有無		2. なし		2			
						3. その他					
議会の欠席	事由。	として、	、議員の仕事と生	E活の両立の観点から	の事由(作	列:配偶者の出産、育児、介護	等)を明記した規定の有無				
					 明記し 明記し 	た規定があり、正当な欠席事 た規定はないが、運用上で正 た規定がなく、運用上も認めっ た規定がなく、過去に事例がっ	当な欠席事由と認めている。 こいない。				
			配偶者の出産				2				
			育児				2				
			家族の看護				2				
			家族の介護				2				
			疾病			1					
			その他								
明記した規	定(規	訓. 冬	例等)の内容								
778007070				十八月詳合会詳細日	川笠の冬笠	O.语					
2 + + +	規	則	名	大分県議会会議規則	リ第2米第	2項					
条文本文 「大分県議:	ᄼᄼᅘ	±8 8:1	1								
第2条			_	事故のため出席できた	ないときは	、その理由を付け、当日の開設	儀時刻までに議長に届け出なけれ に	ばならない。			
						1. 明記した規定があり、認め	っている。				
議会におけ	る通称	下又は	旧姓使用の認可	「の状況		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。					
						3. 明記した規定がなく、運用 4. 明記した規定がなく、過去	上も認めていない。 に使用した事例も判断したこともな	1)			
明記した相	史(担	目 久	:例等)の内容			中. 引記のた別だが なべ 起五	10 KNO/C + 1/10 MAIO/CCC 004	•			
明記したが				ı							
	規	則	名								
条文本文											
						1. 男女共同参画に関する研					
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止 に関するものを含む)の実施状況					シト防止	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。					
						4. 行っていない。					
							は提供がされている。(臨時のもの				
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況				等の議会での設置・提	供状況	2. 保育に必要な場所の設置む) 3. 設置または提供する予定	または提供がされている。(臨時の である。	ものも含 4			
						4. なし					
						1. 専用の場所が設置されて 2. 授乳等に必要な場所の設	いる。(常設) 置または提供がされている。(臨時	· Φ‡, Φ‡,			
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況					状況	含む)		4			
						3. 設置または提供する予定4. なし	である。				
政治分野の)男女:	共同参	参画のために実施	していること		T & C					
				- · · - 							

調査時点コード: 3

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 (令和2年3月31日

1. 都道府県における首長等の状況

知		事	2 1. 女性 2. 男性	任期:	平成31年4月28日	~	令和5年4月27日	
티	ÆΠ			•	1 (// //////////////////////////////////	田州	0 1)	

=1		事	2 1. 女性	2. 男性	任期:	平成31年4月28日	~	令和5年	4月27日	
副	5	田 事	1 -		2 .	人 (女性 0人、	男性	2	人)	
	- 耐会!- L	1.地大公井田井!	一番かかはよ	14+>>						
作人は	、政市によ	り地方公共団体に	- 直かなけれ	いまならな	よい香騰	云寺の安貝数寺				
※ 現在設	と置していな	いもの、又は審議会委	委員の任命をお	こなってし	ないものに	こは設置欄に×を付している		I = =		T
设置	審議会	等名					委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	都道府県		· † ;)				58	5	8.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)									
	都追肘県			+ obs += + 7 +	5 <u>5</u> 111 + 2-:	た機関のEDは7の比な ナ	57	5	8.8	
	1号	る職員				改機関の長又はその指名す	17	1	5.9	
	2号	当該都道府県を警備区 関の長	「域とする陸上自	衛隊の方面	ā総監又はそ	この指名する部隊若しくは機	1	0	0.0	
	3무	当該都道府県の教育委	5員会の教育長				1	0	0.0	·
	M			do + to F			ļ			
	4号	警視総監又は当該道府	け県の追附県警	祭本部長			1	0	0.0	
	_	当該都道府県の知事か					3	0	0.0	
	訳 6号	当該都道府県の区域内 知事が任命する者	の市町村の市	町村長及び	消防機関の	長のうちから当該都道府県の	4	0	0.0	
			おいて業務を行	う指定公共	機関又は指	定地方公共機関の役員又は	25	3	12.0	······
	, , ,	当該都道府県の地域に 職員のうちから当該都議 自主防災組織を構成す	直府県の知事が る者又は学識系	仕命する者 経験のある者	そのうち当該	都道府県の知事が任命する				
		18	0 117 110 7 1101	20(-70) 0 1	,	m-21//11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	5	1	20.0	
	国土利用 土地利用	計画地方審議会					10	5	50.0	
3	上地利用:	田旦五					7	3	42.9	行政機関の長等を
4	都道府県:	交通安全対策会議					20	0	0.0	員となっており、す
										少ないため
5	自然環境の	保全に関する審議会その	の他の合議制の	機関(旧自	然環境保全	≧審議会) 闌に「6と統合」と記入する。				
6		全に関する審議会で					44	18	40.9	1
	精神医療		C 47 10 47 11 11X		(III >4.5	C E III Z Z /	17	6	35.3	
8	都道府県:	生活衛生適正化審調	義会							
		医療審議会					20	4	20.0	
		試験委員会					7	4	57.1	
	麻薬中毒	番金会 福祉審議会					07	10	27.0	
		^{阻征} 番議云 関する審議会その他	かの合議制の	機関			27 20	10 7	37.0 35.0	
		保険事業の運営に					11	5	45.5	
		保険審査会	.,,,				9	4	44.4	
16	都道府県	農業共済保険審査	会							
		森林審議会					12	5	41.7	
		建設工事紛争審査領	会				9	4	44.4	
	建築審査:						7	3	42.9	
		建築士審査会 都市計画審議会					9	3	44.4 21.4	
	開発審査:						7	3	42.9	
	私立学校						12	5	41.7	
24	石油コンヒ	ナート等防災本部					25	2	8.0	
25	公害健康	被害認定審査会								
26	窒素酸化	物総量削減計画又	は粒子状物質	総量削減	対画に定	?められるべき事項 、				
0.7	について記	_{例応重削減計画スト} 周査審議する協議会 児童福祉審議会	民 田 総重角	リ滅計画す	き 正 協議会	()				
	地方港湾								31.6	
20	土地区画						10	6		
29		圣 生					19	6	31.0	
		登埋番議会 書選定審議会					19	10	50.0	
30 31	教科用図 介護保険	書選定審議会審査会								
30 31 32	教科用図 介護保険 都道府県	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議:					20 20 10	10 8 4	50.0 40.0 40.0	
30 31 32 33	教科用図 介護保険 都道府県 感染症の	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会					20 20 10 30	10 8 4 5	50.0 40.0 40.0 16.7	
30 31 32 33 34	教科用図 介護保険 都道府県 感染症の 警察署協	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会 議会					20 20 10 30 115	10 8 4 5 49	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6	
30 31 32 33 34 35	教科用図 介護保険 都道府県 感染症の 警察署協 土地収用	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会	\$	関する案	議 会		20 20 10 30 115 5	10 8 4 5 49 3	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0	
30 31 32 33 34 35 36	教科用図 介護保険 都道府県 感染症の 警察署協 土地収用 住民基本	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会 台帳法 本人確認情	\$	関する審	議会		20 20 10 30 115 5	10 8 4 5 49 3	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6	
30 31 32 33 34 35 36 37	教科用図 介護保険: 都道府県 感染症署協 主地収基 住民基本 都道府県	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会 台帳法 本人確認情 国民保護協議会	青報の保護に	関する審	議会		20 20 10 30 115 5	10 8 4 5 49 3	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0	
30 31 32 33 34 35 36 37 38	教科用図 介護府県 都道染症署 整察察収基 生民道道 地方独立	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議: 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会 台帳法 本人確認情	青報の保護に	関する審	議会		20 20 10 30 115 5 9	10 8 4 5 49 3 5 6	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6	
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	教科護衛 整察 化基层 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲甲甲基甲甲甲基甲甲甲甲甲甲	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会 申終表表 事業認定審議会 明天保法 護協師委員 開発審査会 職員会	青報の保護に	関する審	議会		20 20 10 30 115 5 9	10 8 4 5 49 3 5 6	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6	
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	教科展 が が を を を を の を の を の を の を の を の を の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は は の に の は る は る る る は る る る は る は る は る は る は る は る は る は る は る は る る る は る は る は る は る は る る る は る る る は る る る る る る る 。 る る る る る 。 る る る は る る る 。 る 。 る る る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議。 診査に関する協議会 議会 事業認定審議会 手機は、 事業は、 事業認定審議会 所のである。 事業に 事業に 事業に 事業に 事業に 事業に 事業 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	AK 青報の保護に 会		議会		20 20 10 30 115 5 9 54 5	10 8 4 5 49 3 5 6	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6	
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	教科用 外護保 原 原 原 発症 を察署協用 本 は に を に を に を に を に を に を に を に を に を は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議 診査に関する協議会 事業認定審議会 台帳法 本人確認作 国民保護協議委員 行開発審会員 職員委員会 協議会 の他の合議制の機制	AK 青報の保護に 会		議会		20 20 10 30 115 5 9 54 5	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0	
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	教科護保 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議 診査に関する協議会 事業認定審議会 会長、本人確認作 国民任護協議会員 明免審査会 職員委会 別機会会 別他の合議制の機同 者医療審査会	AK 青報の保護に 会		議会		20 20 10 30 115 5 9 54 5	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0	
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43	教科展所の 和護保育の 語の 語の 語の をいまれて 主の はの はの はの はの はの はの はの はの はの は	書選定審議会 審查会 固定資産評価審議 診查に関する協議会 議事業認定審議会 的帳法表別。 可以表別。 可以表別。 可以表別。 可以表別。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個。 一個	会 会 会 男(※公益認	定等)		基準に基づく傷病者の搬送	20 20 10 30 115 5 9 54 5	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0	医療機関、消防なこ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	教科展所の 和護保育の 語の 語の 語の をいまれて 主の はの はの はの はの はの はの はの はの はの は	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議会 診査 に関する協議会 診査 に関する協議会 を表表して本人確認 可以表表を表表 所見保法、 一個の会議会 のの会議制の機能 を表 を表 のの会議制の機能 を表 のの会議制の機能 を表 ののの会議制の機能 を表 のののの を表 の のの を表 の の の の の の を の の の の	会 会 会 男(※公益認	定等)		基準に基づく傷病者の搬送	20 20 10 30 115 5 9 54 5 5	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0	長等が委員となっ り女性が少ないた 医師のみで構成さ おり、指定難病に 学識経験を持つな
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	教介都感警・社任都地市都自審後留 傷及び 指題 印度県の協用本県立有独市の再会高額 の病 傷 の	書選定審議会 審査会 固定資産評価審議会 固定資産評価審議会 診査会 書議会 記定本人議会 可見以表表。 可見以表表。 可見以表表。 記述の一個 記述の一一 記述の一 記述の	会 会 会 男(※公益認	定等)		基準に基づく傷病者の搬送	20 20 10 30 115 5 9 54 5 5 9 4	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0 60.0 44.4 25.0	長等が委員となっ り女性が少ないた 医師のみで構成さ おり、指定難病に
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	教介都感警・社任都地市都自審後留 傷及び 指題 印度県の協用本県立有独市の再会高額 の病 傷 の	書選会 審査会 国定資産評価審議会 国定資産評価審議会 可要を選集法を記憶を 一個では、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	会 会 会 男(※公益認	定等)		基準に基づく傷病者の搬送	20 20 10 30 115 5 9 54 5 5	10 8 4 5 49 3 5 6 2	50.0 40.0 40.0 16.7 42.6 60.0 55.6 11.1 40.0 60.0 44.4 25.0	長等が委員となっ り女性が少ないた 医師のみで構成さ おり、指定難病に 学識経験を持つな

694 3

女性委員0の審議会数

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	6	2	33.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	57	16	28.1	
	女性委員0の委員会数	0		<u> </u>	<u> </u>